

順心広尾学園同窓会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、順心広尾学園同窓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ・親睦のための集会等の開催
- ・会員名簿の管理
- ・母校の教育支援
- ・その他必要な事業

第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 本会は、次の会員によって組織される。

- ・正会員：順心女子学園、広尾学園高等学校の卒業生及び同中学校の卒業生で特に入会を希望した者・
- ・正会員から推薦があり役員会の承認を受けた中途退学者。
- ・賛助会員：本会の趣旨に賛同して寄付等をなし役員会において承認を受けた者。

第 3 章 役 員 ・ 委 員

(役員・準役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置くことができる。役職の兼任は、これを妨げない。

- ・ 会長 1 名
- ・ 副会長 2 名
- ・ 常任幹事 2 名
- ・ 書記 2 名
- ・ 広報 1 名
- ・ 会計 1 名
- ・ 会計監査 1 名

② 役員の任期は 3 年とする、ただし、再任を妨げない。

③ 必要に応じて準役員格の幹事を置くことができる。

④ 幹事の任期は 1 年とする、ただし、再任を妨げない。

(役員・幹事の選任)

第 6 条 役員は、総会において選出する。

② 幹事は、役員会の合議によって選出する。

(役員・準役員の任務)

第 7 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- ・ 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- ・ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- ・ 常任幹事は本会の事業の立案遂行にあたる。
- ・ 書記は本会の会務を記録する。
- ・ 広報は会報誌や其他媒体を用い、本会の活動を内外に発信する。
- ・ 会計は本会の会計事務を総括する。
- ・ 会計監査は本会の会計を監査する。

② 幹事の任務は、次のとおりとする。

- ・ 幹事は、会長の委嘱により、本会の会務を助ける。

(役員の補充)

第 8 条 役員に欠員を生じ業務に支障をきたしたときは、役員会の合議により補充することができる。

② 補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第 9 条 各期において 5 名以内の年次幹事委員を置くことができる。

② 年次幹事委員は、原則として在学中の学年総会で選出し、各期会員の掌握および連絡を図る。

③ 役員会の合議による承認を得た場合のみ、卒業後においても、各期会員内の必要に応じ、5 名以内の幹事委員を新規選出もしくは再選出できる。

第 4 章 会 議

(会議)

第 10 条 本会の業務を遂行するため、次の会議を行う。

- ・ 総会
- ・ 役員会

② 会議の議事は、出席した会議構成員の過半数をもって決する。

(総会)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

② 総会は、原則として 3 年に 1 回、会長がこれを招集する。なお、緊急を要する場合、役員会をもって総会に代えることができる。

③ 総会は、次の事項を協議する。

- ・ 事業および会計に係る事項

- ・ 役員の選出
- ・ 規約の改廃
- ・ その他必要な事項

(役員会)

第 12 条 役員会は、役員をもって構成し、総会付議事項および会務の運営上必要な事項を協議する。

② 役員会は、会務の運営上必要と認めるとき、会長がこれを招集する。

第 5 章 会 計

(会費)

第 13 条 本会の運営および事業に要する費用は、会費並びに寄付金をもってこれにあてる。

② 正会員は、在学中に会費 7,200 円を納入する。

③ 会費に関わる詳細は、細則において定める。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 補 則

(細則)

第 15 条 本会の運営上必要な細則は、役員会がこれを決定することができる。

附則 この規約は、平成 26 年 6 月 22 日より施行。

令和 5 年 6 月 24 日一部改定。

令和 7 年 6 月 21 日一部改定。

(規約第 13 条関係その 1:会費の納入)

会費は積立金として徴収することとし、積立方法は次のとおりとする。

- ① 中学校から入学した場合、高等学校卒業までの 72 カ月に毎月 100 円を積み立てることとする。
- ② 高等学校から入学した場合、入学時に 3,600 円、入学から卒業までの 36 カ月に毎月 100 円を積み立てることとする。
- ③ その他の途中入学の場合、仮に中学校から入学していたら現在までに積み立てていたであろう金額(1 参照)を途中入学時に積立て、その後は高等学校卒業まで毎月 100 円を積み立てることとする。
- ④ 中学校卒業生または中途退学者が正会員となる場合、中学校卒業前または退学前の最終積立時に不足分を積み立てることとする。
- ⑤ 現金による納入は、特別な理由により積立てによる納入が間に合わなかった場合に限りこれを認める。

(規約第 13 条関係その 2:積立金の返還、会費の免除等)

- ① 中学校卒業生または中途退学者が正会員とならない場合、積立金を返還することとする。
- ② 特別な理由で会費免除の申請があり、役員会がこれを認めた場合は、会費を免除することとする。
- ③ 特別な理由で会費延納の申請があり、役員会がこれを認めた場合は、会費を延納できる。
- ④ 一度正会員となった者が退会する場合、返戻はしない。

(規約第 13 条・第 4 条関係:会費未納による会員資格喪失)

会費の未納が 2 年以上継続する場合、当該会員は会員資格を喪失することとする。ただし、未納が全て解消され、かつ、役員会の承認あるときは、会員資格を回復することができる。